

北九州市立大学
文学部紀要
第94号

技能実習生がうまれる時：
インドネシア人帰還実習生の同胞リクルートと政府の儀礼的演出

山口裕子

北九州市立大学文学部
比較文化学科
2024

技能実習生がうまれる時： インドネシア人帰還実習生の同胞リクルートと政府の儀礼的演出

山口 裕子

はじめに

2023年9月下旬、インドネシアの首都ジャカルタ北部のコンベンション・ホールで、インドネシア労働省と経済調整省が主催する「技能実習生の日本への壮行会」が開催された。当初インドネシア側からはジョコ・ウィドド大統領、労働大臣、経済調整大臣ら、日本側からは在インドネシア日本国大使ら要人の参加が予定され、公称2,000人のインドネシア人技能実習生の日本への出発を壮行する、きわめて大規模な記念式典であった。折しも日本では制度を巡って数多くの問題が指摘され、政府の有識者会議により、廃止・改正が盛んに議論されていた。これに対し壮行会では、インドネシア政府側からは日本への実習生の送り出しを当面維持し、帰還後の元実習生には祖国発展への寄与を期待する見解が表明された。さらには、インドネシアと日本の協働の重要性を強調し、これから送り出される技能実習候補生たちを「選ばれし、祖国発展の英雄」として称揚し、ひたすら祝賀ムードを盛り上げる演出がそこかしこに仕込まれていた。実際のところ、今日インドネシアでは日本の技能実習制度は一定の知名度と人気を保っており、特に地方社会では日本への渡航を希望する若者は絶えることがない。このハレの式典に参列したのは、競争を勝ち抜いて面接をパスし、日本への切符を手にした技能実習候補生たちであり、彼らは一様に昂揚し、式が進むにつれ場内は異様なまでの熱気に包まれた。

本稿では、今まさに転換点にある技能実習制度の現状と今後の課題、また制度をめぐるインドネシアと日本の態度のギャップを検討し、その合間を縫うように絶えることなく技能実習生が生み出される動因を考察する。ここでは祖国に帰還した元技能実習生が手掛ける送り出し事業、すなわち「同胞リクルート」の動向を概観するとともに、技能実習生誕生のいわば総仕上げのモメントとなったジャカルタでの壮行会に注目して、インドネシア政府の思惑と演出を考察してみたい¹。

1. 日本の技能実習制度概観：変遷と課題

日本の技能実習制度は、発展途上国への技術移転を通じた国際協力を目的に1993年に創始され

¹ 本稿は、JSPS 科研費 (21K12395) の助成による研究成果の一環であり、岡山大学文明動態学研究所の第28回RIDC マンスリー研究セミナー (2023年11月15日) での口頭発表 [山口 2023a] に基づいている。なお、本稿では、それぞれ実習制度、実習生、候補生と適宜略記する。また、公人以外の個人や民間団体については仮称を用いる。

た。制度は、日本の外国人受け入れ政策とそれに伴う出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正と軌を一にしながら展開してきた。在留期間の延長や、2009年には在留資格「技能実習」が創設されるなど複数回にわたる変更を経て、業種によっては最長5年間の滞在が可能な現行制度に至っている²。日本国内の技能実習生は、コロナ禍前の2019年には約40万人だったが、コロナ禍の2021年には30万人を下回るまで減少したのち再び増加傾向となり、2023年6月末時点では約35万人にのぼる。これは日本の在留外国人総数（約300万人）の約11.1%にあたり、在留資格別では永住者（約88万人、約27.3%）につぐ第2位の規模である。外国人技能実習生は、国籍別では多い方からベトナム（約18万5,000人）、インドネシア（約5万8,000人）、フィリピン（約3万2,000人）、中国（約2万9,000人）、ミャンマー（約2万人）などからなり、ここ数年はインドネシア人の伸びが目立つ。2023年10月末現在では、滞在2年目以降の実習生が従事するのは、建設、食品製造、機械・金属関係をはじめとする90種165作業に及ぶ〔法務省、出入国在留管理庁、厚生労働省、人材開発統括官2023〕。

技能実習制度については創設当初から、技術移転という制度上の目的と、非熟練低賃金労働の担い手の供給源になっている現実との間の矛盾をはじめ、配属先での長時間労働や残業代の未払いなどの不当な処遇、差別や人権侵害などが指摘されてきた。劣悪な労働環境から実習生が逃れられない要因としては、来日前の仲介業者に対する債務奴隷化や、日本での転籍（転職）の禁止などが挙げられる〔山口2020: 94-99〕。こうした状況に対しては、政府機関による日本の監理団体への監督体制の強化など、一定の改善努力はなされてきた。また中には制度の適切な運営を図る事業者は存在し、そのグッド・プラクティスを収集し学ぶことは重要である〔山口2020、2023b〕。だが概して政府による監督は末端の事業者までは届きにくく、コンプライアンス遵守の如何は最終的には事業者任せ、そして実習生が適正な事業者に巡り合えるかどうかは「運任せ」〔巢内2019〕となっているのが実情である。さらには、日本の特に中小企業にありがちな、疑似家族的な関係に基づいた、「恩を顧みて、恩に報いる」ことを強制する恩顧主義的な労務管理のしくみと体質が、技能実習生を物言わぬ働き手として従属的に包摂する元凶となっていることが指摘されている〔吉田2020〕。

これらの諸問題が未解決のまま、2019年には技能実習制度を土台とする新たな在留資格「特定技能」が施行された。これについては、制度的には労働力不足を補填する外国人の受け入れを正面から認めて「フロントドア」を開いたという意味で、制度を多少なりとも正常化するものとしての意義が指摘されている〔明石2019: 29; 宮島2019: 57-64〕。だが、制度設計の不明瞭さをはじめ、特定技能外国人の人権や日本語教育などに関する国の支援体制の不備、低生産性業種の温存など、技

² 2018年の入管法改正（2019年4月1日施行）までの技能実習制度の変遷と課題の詳細については、〔山口2020〕を参照されたい。

能実習制度と共通する多くの問題が指摘されている [山口 2020: 101-102]³。

以上のような諸課題を受けて、日本政府は 2022 年から、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を組織して制度の改正を協議してきた。2023 年 11 月末には最終報告が示され、技能実習制度の廃止と新制度「育成就労（仮称）」への再編が発表された。その中では、「人材の確保と育成」を目的とし、「外国人材に選ばれる国日本」を目指すとの指針が示されており、一定の条件を満たせば転職も本人の意思で可能となるとされた。だがその後も新制度の名称や転職の可否をめぐる議論は二転三転しており、本稿執筆中の 2023 年 12 月時点では、最終報告書は確定しておらず法務省による法案検討の段階にも至っていない。

2. インドネシアの海外労働者送り出し事情

2-1. 海外労働者送り出し政策の移り変わり

インドネシアは、赤道上に東西約 5,000 キロに連なる 1 万 7,000 以上の島々からなり、世界第 4 位の人口 2 億 7,000 万人余りを擁する世界最大級の群島国家である。現在、生産年齢人口は約 70% を占め（2020 年統計）、2040 年代ごろまでは 65% 台という高い水準を維持すると見込まれている [インドネシア中央統計局 2023]。この豊かな人的資源を背景に、政府は独立宣言から 100 周年を迎える 2045 年に経済大国入りを目指す「黄金のインドネシア・ビジョン 2045 (*Visi Indonesia Emas 2045*)」を掲げている⁴。

近年途上国は概して海外への労働者送り出し政策を強化する傾向にあり、送り出し国は多様化している。人口ボーナス期が続くインドネシアでは、雇用の創出と促進は最重要課題でありつづけており、1970 年代末の開発 5 か年計画で移住労働に言及がなされて以来、政府は数値目標を設定して海外への移住労働を推し進めてきた [平野 2009: 30]。1980 年代からは経済成長に伴うアジアの新興工業地域における家事労働者需要の増大を背景に、中東やアジアの他地域に向けた女性の家事労働者の国際移動が増加し「移動の女性化」が顕著になった。当初インドネシアでは、移民送り出し大国フィリピンのように斡旋料の後払いや労働者の保護をするのではなく、自国民を安い労働力として海外に送り出す「ダンピング」を通じて国際労働市場におけるシェアを拡大し、本国への送金は中国、フィリピンに次ぐアジア有数の額に上った [安里 2011]。

³ ちなみに、2023 年 6 月末時点での特定技能 1 号資格による在留外国人は全国で 17 万 3,000 人余りである。国籍別ではベトナム約 9 万 7,000 人、インドネシア約 2 万 5,000 人、フィリピン約 1 万 7,000 人、中国約 1 万 1,000 人などとなり、上位諸国の顔ぶれは技能実習の在留資格者のそれと同様である。業種は、飲食料品製造業、機械電子など製造業、介護、農業、建設などが上位を占める。なお在留期間の無期限延長や家族の帯同が許される特定技能 2 号資格者は、同時点では 12 人（中国 7 人、ベトナム 5 人）である [出入国在留管理庁 2023]。

⁴ インドネシア国家開発企画庁（BAPPENAS）は、ビジョンの 4 本柱として、①人の開発と技術の習得、②持続可能な経済発展、③公平な発展、④国土強化とガバナンス強化を挙げている [インドネシア総合研究所 2023、インドネシア国家開発企画庁 2019]。なおこのビジョンは、2019 年に 2 期目を迎えたジョコ・ウィド大統領によって発表された。

だがホスト国での外国人労働者に対する虐待や人権侵害が問題となるにつれて、インドネシアをはじめとする送り出し国との間の国際摩擦が頻繁に報告されるようになった。また送り出し国での民主化過程をとおして移民政策に対する市民や NGO の関心が高まるとともに、インドネシア政府にも送り出し促進のみならず、海外のインドネシア人移民の保護が求められるようになった。特に香港、韓国、台湾や日本などの受け入れ国では労働者の権利の保護や斡旋過程の透明化、および事前の人材育成などを重視しつつあった中で、インドネシアは、従来の自由な送り出しではなく、相手国との調整や移民プロセスの管理を通じた送り出し政策 (managed migration policy) [安里 2011: 133] へと転換していった。特に 1997 年のアジア通貨危機を契機に、「移民官僚制」[Xiang & Lindquist 2014] の様相を強めており、現在ではインドネシア労働省 (Kementerian Tenaga Kerja、略称 Kemnaker、前身は労働移住省) が主管となって、海外雇用政策や移民の監理・保護を担当している。現在その法的根拠となるのが、2017 年第 18 号法「インドネシア人移住労働者の保護に関する共和国法 (UU o.18/2017、Undang-Undang Republik Indonesia No.18 tahun 2017 tentang Pelindungan Pekerja Migran Indonesia) であり、移民の渡航管理は、インドネシア移住労働者保護庁 (Badan Pelindungan Pekerja Migran Indonesia、略称 BP2MI) が当たっている⁵。

2.2. 技能実習生の位置づけ

技能実習 (生) の法的位置づけや所轄の政府機関は、上述の海外移住労働 (者) とは異なる。2003 年第 13 号法「労働に関する共和国法 (Undang-Undang Republik Indonesia No 13 tahun 2003 tentang Ketenagakerjaan)」では、技能実習は海外移住労働ではなく「国外研修プログラム」に分類される [ワオデ 2023: 204]。同法では、「研修制度 (pemagangan) は職業訓練制度 (sistem pelatihan kerja) の一部で、インストラクターまたは経験豊富な労働者の指導と管督の下で働くことによって、能力、生産性および労働者の福祉を向上する目的で実施されるもの (第 I 章第 1 条 11 項)」と定められている⁶。また、上述の「移住労働者保護法 (2017 年第 18 号法)」でも、国外で研修を受ける者は移住労働者の定義に該当しないことが明記されている (第 III 章第 4 条 (2) b)。このように、技能実習生は法制上移住労働者には位置づけられないため、インドネシアの移住労働者保護のメカ

⁵ この法律と官庁の前身はそれぞれ、2004 年第 39 号法「インドネシア人労働者派遣及び保護に関する共和国法 (Undang-Undang R.I. No. 39 Tahun 2004 tentang Penempatan dan Perlindungan Tenaga Kerja di Luar Negeri)」と、インドネシア労働者派遣保護庁 (Badan Nasional Penempatan dan Perlindungan Tenaga Kerja Indonesia、BNP2TKI) であった。2004 年第 39 号法は、全ての移住労働者に対して認可された民間仲介業者への登録を義務付けている。これは、民間仲介業者の利益を最大化するものとして問題視され、背後に仲介業者と官僚との癒着も指摘された [Killias 2018: 40-41; Palmer 2016]。

⁶ 日本では技能実習と研修は異なる制度だが、ここでは技能実習制度を指すインドネシア語の pemagangan を適宜慣例に従って「研修制度」などと訳す。

技能実習生がうまれる時：
インドネシア人帰還実習生の同胞リクルートと政府の儀礼的演出

ニズムからは（制度的に）排除されることが指摘されている [ワオデ 2023: 183-184]⁷。

技能実習の送り出し手続きや送り出し機関の認可は、「海外研修の実施及び許可に関する労働移住大臣規定 2008 年第 8 号 (Peraturan Menteri Tenaga Kerja dan Transmigrasi R.I. No : PER.08/MEN/V/2008 tentang Tata Cara Perizinan dan Penyelenggaraan pemagangan di Luar Negeri)」によって定められている。所轄の政府機関は、「職業訓練・生産性開発総局」(Direktorat Jenderal Pembinaan Pelatihan Vokasi dan Produktivitas : 略称 Ditjen Binalavotas) である。いずれも、移住労働者の保護・監理の法律や所轄とは異なっていることが見て取れよう。

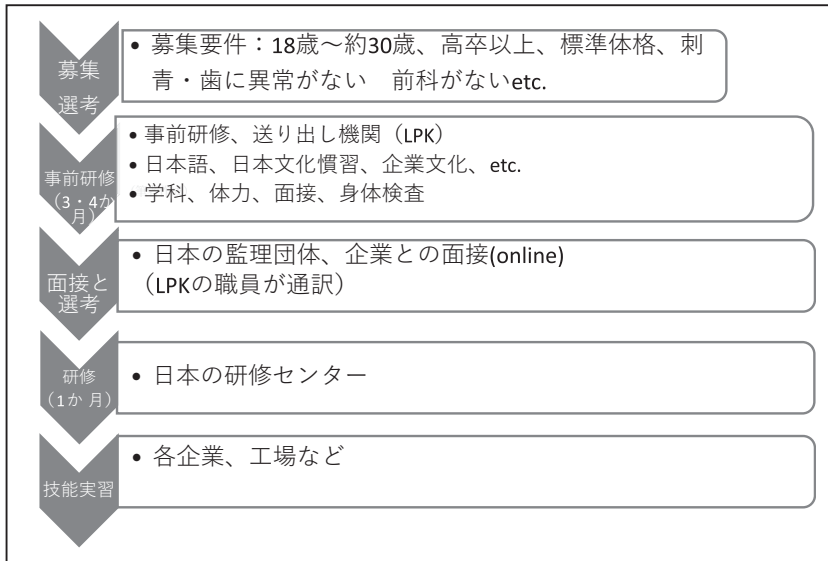
3. 帰還した元実習生による「同胞リクルート」

3-1 送り出し機関 LPK

日本での実習期間を終えた元技能実習生の帰還後の活動についてのフォローアップは概して手薄である。だが農業分野の日本の受け入れ事業者が帰還後も見越した実習プログラムを実施するケースや [山口 2020]、ジャカルタなど大都市圏では、インドネシア労働省や日本の監理団体の紹介により元実習生が日系企業に就職するケースなどが徐々に報告されてきている [ワオデ 2023: 194]。筆者の観察からは、特に地方出身者の間では、故郷に帰還するケースが多数見て取れている。上記の日系企業のような帰還した実習生の就職口に乏しい地方社会では、彼らは日本での貯蓄を元手に自動車やバイクの修理工場や溶接工場など、日本で従事した業種とは必ずしも一致しない分野で零細事業を起業する事例が多く見られる。特に伝統的規範が強い社会の場合には、時間の経過とともに帰還先社会に社会経済的に、またアイデンティティの面からも再統合される傾向が強い [山口 2013, 2023b]。

一方、地方社会の中でも比較的都市部に帰還した元実習生の間ではしばしば見られるのが、送り出し機関を設立し、地元の若者を日本に送り出すための事前研修や事務手続きを行う「同胞リクルート」である。下の図は、LPK を経由したインドネシアからの一般的な送り出しプロセスを図式化したものである。

⁷ 一方、「労働に関する共和国法 (2003 年第 13 号法)」第 V 章「職業訓練 *pelatihan kerja*」第 26 条 (1) には「インドネシア領土外で研修を組織する場合は、以下に留意する。a. インドネシア国家の名誉と尊厳。b. より高い能力の習得。そして c. 礼拝を含む実習参加者の保護と福利厚生」とあるように、海外のインドネシア人実習生の保護について規定する条文も見受けられる。だが、移住労働者のカテゴリーから外れることで、保護の主体が不明瞭であるなど、技能実習生の立場を巡ってはインドネシア側にも制度的な弱点が見て取れる。



図：LPK を経由した送り出しプロセス概要

(著者作成)

インドネシアでは技能実習への参加を希望する若者に、日本語や日本の慣習などの事前研修を行う機関を エル・ペー・カー LPK (Lembaga Pelatihan Kerja、職業訓練機関) といい、日本の事業協同組合および企業との面接のアレンジメントや各種渡航手続きを行う機関を エス・オー SO (Sending Organization、送り出し機関) と呼ぶ。ここで扱う事例では LPK は SO を兼ねており、実際に多くの機関が両機能を備えるため、本稿では両者を分けずに「送り出し機関」ないし LPK と呼んでおく。

LPK の認可や実習の実施については、前出の「海外実習の実施及び許可に関する労働移住大臣令 2008 年 8 号」に規定されている。それによると職業訓練機関 (LPK) は、「職業訓練を提供する要件を満たす政府機関、法人、または個人 (第 I 章一般規定、第 1 条第 3 項)」と定義される。民間の LPK の設立要件や事前実習の最低要件も記されているが、特に厳格な規定が設けられているわけではない⁸。現在、インドネシア労働省の職業訓練・生産性開発総局が認定する LPK は全国で 435 団体に上る (2024 年 1 月末時点) [外国人技能実習機構ウェブサイト]。2023 年 11 月末には 408 団体であったことから短期間に急増しているのが分かる。この 2008 年 8 号法令の中では、海外研修の参加者に対して LPK への所属を義務付けるような条項は未確認である。だが、第 I 章第 1 条第 6 項には、「海外研修主催者とは、海外で研修を実施する許可を得た LPK、あるいは労働

⁸ LPK の設立要件は、「許可証、認可のコピー、概要 (組織図、住所、電話、ファックス番号 etc. が明らかであること)」など (第 11 条第 11 項)。民間の LPK の事前研修プログラムの最低要件としては、「a. 実習訓練の名称、b. 実習プログラムの目標と目的、c. 職業プログラム、d. 見習いプログラムの実施、e. 実習後の経過観察 (第 17 条第 2 項)」などが挙げられている。

技能実習生がうまれる時：
インドネシア人帰還実習生の同胞リクルートと政府の儀礼的演出

移住省内の職業訓練総局に登録された企業、政府機関、教育機関のこと」とあり、LPK は実質的に海外研修の主催者として不可欠の機関として位置づけられている。実際に以下で述べる通り、技能実習制度への参加を希望する若者のほとんどが LPK に所属して事前訓練を受ける。

技能実習候補生としてインドネシアの若者を日本へ送り出すルートは複数ある⁹。それらは、インドネシア側で募集をかけるのが職業訓練・生産性開発総局の地方支局の場合や、民間の認可 LPK の場合などがあり、また候補者に対して面接や選考を実施する日本側の監理団体も、(公財)国際人材育成機構(IM Japan)の場合や、他の日本各地の事業協同組合などからなる場合がある¹⁰。候補生のほとんどが LPK での事前研修に参加することは上で述べたが、いずれのルートを経由する場合もそうである。この LPK の運営や候補生への教育に深く関与しているのが、この後紹介する帰還した元技能実習生たちである。

3-2 帰還実習生の同胞リクルート

海外労働移住のプロセスに関わる仲介者やブローカーの役割については、すでにいくつもの先行研究がある。中でもシアンとリンドクイストは「労働移民はかつてないほど集約的に媒介されている」として [Xiang & Lindquist 2014 : 124]、仲介業者がビジネスとして成立していることに注目した。彼らは移住を促進し条件づける諸要件の総体を「移住インフラ」と呼ぶ。それらは①商業的、②規制的(規則や法令)、③技術的(通信と運送)、④人道的(NGO など)、⑤社会的諸要素からなり、移民現象はそれらの総体かつプロセスとして考察する必要があると述べた [Xiang & Lindquist 2014]。この後見るように、移民官僚制が進むインドネシアにおいては技能実習生による送り出し事業はまさに移住インフラの一角をなすビジネスとして隆盛している。

さらに帰還した元技能実習生による「同胞リクルート」については、各国の事例が報告されている。しばしば指摘されるのは「搾取される側からする側への転換」の側面である。例えばベトナムは仲介手数料が相対的に高く、国営銀行が候補生に仲介手数料を貸し付けるなど、国を挙げた借金 of 仕組みを備えている。同胞リクルートをはじめとする仲介業は「成長ビジネス」とみなされており、帰還後に仲介業を起業する計画で日本を目指すベトナム人実習生もいるという [巢内 2019: 44-57]。他方で、同胞リクルートを手掛けるベトナム人やインドネシア人元実習生が、営利目的のみならず「地元 of 若者に人生のチャンスを与えたい」といった志や理念を語る事例も報告されてい

⁹ [ワオデ 2023: 187] に複数の送り出し経路が示されている。

¹⁰ 国際人材育成機構(International Manpower Japan)とは、1991年に設立された、人材育成や企業進出支援事業を通じた途上国の経済発展の支援を目的とする公益財団法人で、制度開始当初から、送り出し政府と直接契約を結んで候補生の選考などに携わってきた。なお、IM Japanをはじめとする監理団体の許認可や実習生に対する保護・相談業務を担う、法務省および厚労省所管の認可法人である外国人技能実習機構(Organization for Technical Intern Training, OTIT)によると、監理団体は日本全国に3,505組合、そのうち優良認定をうけた、いわゆる一般監理事業は1,781組合にのぼる(2022年3月現在)。

る [西谷 2022、山口 2013]。こうした事例に基づき、直ちに仲介業者を営利目的の悪徳業者と、志ある善良な業者といった単純な二項対立で捉えることには注意が必要だ。後者として利益度外視のボランティア・ワークをしているわけではなく、かといって搾取の現実を隠すために事実と反するテーマエを述べているわけでもない。上述のような理念や志を抱き表明しつつ仲介業をビジネスとして成立させることは、両立しているのだ。また、中国、ベトナム、ネパール、インドネシア、フィリピン、ミャンマーの送り出し機関の比較調査によると、ベトナムやミャンマーは仲介手数料が相対的に高いものの、他の国については必ずしも「技能実習生 = 借金を背負っての来日」というケースばかりではないことが報告されている [加藤 2022: 383]。また、事前研修では候補生は基礎的な日本語や日本の生活習慣、そして職場での規律や職業倫理などを数か月かけて学ぶ。その厳しい徹底した規律の教育は「軍隊式」とも言われ、中には監視カメラで行動を厳しく監視するような事前研修施設の例も報告されている [例えば吉田 2020]。

3-3 複製される技能実習生：スラウェシ地域のある LPK の事例から

以下ではインドネシア東部のスラウェシ島のある州での帰還した元技能実習生が手掛ける LPK の事例を紹介する。当該州では 1995 年より、他地域と同様に労働移住省下の訓練生産性開発総局州支局が募集をして、選考と事前研修を前出の日本の国際人材育成機構 (IM Japan) が実施する形で日本への技能実習生 (当時は研修生) の送り出しが行われてきた。だが同島の別の州出身の実習生が日本の実習先から逃亡する事例が相次ぎ、2005 年以降、同島一帯からの送り出しが停止となった¹¹。だがその後も日本への渡航を希望する若者は多数存在したことから、帰還したある元実習生が 2006 年に州都に送り出し機関「あかり Jeindo」を設立した。だがその後、諸事情によりあかり Jeindo の認可が取り消されると、スタッフだった 4 人の元実習生が 2011 年に新たな LPK の YC 協会を設立した。彼らは、1995 年ごろから 1999 年ごろまで日本に在留していた元実習生である。代表のフェイスさんをはじめ、YC 協会のスタッフはいずれも、協会設立の動機を「私たちは日本で勤勉さ、規律正しさ、自立心を学びました。技能実習参加希望者はこの州にはとても多いです。でも送り出す手段がない。私たちの同じチャンスはこの州の若者にも与えたいのです」と語った¹²。

YC 協会への応募要件は、「20～25 歳の男性で、高卒または職業専門学校卒業以上の学歴、標準体型 (身長 160cm 以上、体重 50Kg 以上)、刺青や歯に異常がないこと」などからなる。2015 年ごろから女性候補者の募集も開始しているが、要件は、制度開始当初から、そして現在のインドネシア国内各地の LPK の間でもほぼ同じである。これらをクリアした候補生は、LPK にて事前研修として基礎的な日本語や、ゴミの分別回収などの日本の生活上のルール、挨拶などの礼儀作法をはじめ、

¹¹ 2012 年 8 月労働移住省、訓練生産性開発総局州支局職員へのインタビューより。

¹² 2012 年 8 月 YC 協会でのインタビューより。

技能実習生がうまれる時：
インドネシア人帰還実習生の同胞リクルートと政府の儀礼的演出

「5S」すなわち整理、整頓、清掃、清潔、躰や、「ほう（報告）・れん（連絡）・そう（相談）」といった日本企業で求められる職場倫理や習慣を数か月かけて学ぶ。筆者の観察では、YC協会の事前研修は早朝から夕方まで日本語や体力づくりまでみっちりとしたカリキュラムに沿うものであるが、授業の様子は必ずしも「軍隊式」の高圧的なものではなかった。候補生は自宅や親せきの家から通うことも許されており生活の自由度も比較的高い。そうではあるが、数か月に及ぶ事前研修が終了し、日本の事業協同組合や企業との面接を待つ頃には、候補生たちは定刻にネクタイを締めて登校し、入り口で靴を脱ぎ「シツレイシマス」と深々と頭をさげて入室し、指導にあたる元実習生たちを「センセイ」と呼び、センセイの到着までは私語をせずに自習をするような、独特の典型的なふるまいを身に着ける。候補生たちに技能実習プログラムに参加する動機や日本での生活、帰国後の抱負を尋ねると、「新しい経験をしたい」「勤勉さや規律正しさを学びたい」「家族に送金したい」「帰国後は起業したい」と判で押したような答えが返ってくる。これらは彼らのセンセイが、かつて実習生だった自身の経験について筆者のインタビューで語ったことと全く同じであり、彼らは自らが事前研修と日本での実習で学んだことを今度はセンセイとしてそのまま候補生に教授していることが窺える。

また筆者は2023年に、あかり Jeindo 出身の元実習生が同州に創設したもう一つ別の送り出し機関「LPK まごころ」にて、候補生に対する日本の監理団体と企業によるオンライン採用面接に立ち会う機会を得た。そこでは候補生たちはまず、エントリーシートに記載通りの氏名、年齢、出身地、身長と体重、家族構成、長所と短所などを自己紹介する。つたなさの残る日本語で、いうなれば「軍隊式」のかなり立てるような大声で聞き取れない部分もあるが、日本の面接担当者は気にする様子はない。自己紹介を「イッシュウケンメイガンバリマス。ドウゾヨロシクオネガイシマス！」とガッツポーズで一層元気よく締めくくるのもよく見るパターンである。その後個別に通訳を介して、①日中の勤務時間中はイスラームのお祈りをするのが難しいが問題ないか、②宿泊施設で先輩や後輩と同室になることはかまわないか、③日本での貯金の目標額、④喫煙や飲酒の習慣の有無などを尋ねられる。候補生は礼拝の回数や同室については一様に「ハイ、ダイジョウブデス！」などと答えている。結果的に4年制大学卒の2人が採用になった。彼らが採用された要因をLPK まごころのスタッフに尋ねたところ、協調性があるとみなされたことや、喫煙の習慣になどついてエントリーシートと事実と齟齬がないことなどが決定打となり、学歴はあまり関係ないとのことだった。このように、元実習生が運営するLPKによる同胞リクルートを通して、元実習生自身が経験した事前研修が繰り返され、従順で正直で協調性のある、均質な技能実習候補生がいわば複製され生み出されている。



写真1：送り出し機関 YC 協会事務所内



写真2：5Sのスローガンが掲げられている



写真3：日本語学習の教材

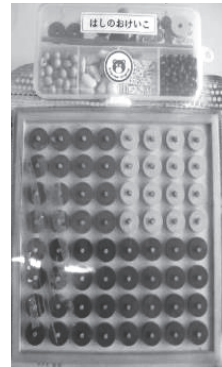


写真4：日本の生活習慣学習用教材



写真5：事前研修を終えた候補生。「センセイ」が来るまでは静かに自習をする。



写真6：オンライン面接。「イッショウケンメイガンバリマス！」とガッツポーズ。

写真1～5：2014年YC協会にて筆者撮影。
写真6：2023年LPKまごころにて筆者撮影。

技能実習生がうまれる時：
インドネシア人帰還実習生の同胞リクルートと政府の儀礼的演出

4. 技能実習生日本への壮行会：2023年9月、於ジャカルタ

4-1. LPK 連合 10 周年記念行事と関連省庁の調整会議

2023年9月、ジャカルタにて、冒頭で述べた技能実習候補生の日本への大規模な壮行会がインドネシア労働省らの主催で執り行われた。これは3日間に亘る関連行事のクライマックスにあたり、それに先立つ2日間はそれぞれ関係諸機関による以下のような記念行事や調整会議が開催された。

1日目は、市内のホテルでインドネシアのLPK連合（Asosiasi Penyelenggara Pemagangan Luar Negeri、略省 AP2LN）の結成10周年記念式典および調整会議が開催された。筆者は参加が叶わなかったが、同連合に加盟するインドネシア全国の125団体の代表らの参加があったという¹³。

2日目は、インドネシア労働省主催の「海外特に日本への実習実施調整会議」が市中心部の別のホテルに会場を移して開催された。テーマは「良質な海外実習を通じた有能な労働力創出に向けたマルチなステークホルダーの協働」である。プログラムは3部構成で、午前の第1フォーラムは定例会であった。日本からは厚労省、出入国管理庁、外国人技能実習機構の代表が、インドネシアからは正副労働大臣、職業訓練・生産性開発総局長代理兼労働省事務局長らの参加があった。中でもイダ・フォウジア労働大臣は、挨拶で「技能実習プログラムが質・量ともに発展することは、インドネシア、日本双方にとって有益です」「あらゆる差別、暴力、ハラスメント、搾取の克服を望みます」などと述べた [インドネシア労働省ウェブサイト 2023年9月20日]。このように、実習制度存続への期待と、国際的にも問題視されやすい移住労働者の人権問題への配慮の姿勢が示された。続いてアンワル・サヌシ職業訓練・生産性開発総局長代理は「政府、研修機関など関係者の努力により、日本での実習は参加者たちに大きな利益を提供している」として、制度の有用性を強調した。

続く第2フォーラムは関係機関の代表によるプレゼンテーションであった。まずインドネシア警察代表からは、人身売買の定義の説明と、技能実習生の送り出しがそれに抵触しないための注意喚起がなされた。続いてインドネシア入管総局の代表からは、インドネシアへの出入国管理の電子化の進捗状況が報告された。労働力配置開発局（P2PMI）の代表からは、日本の特定技能制度の紹介があった。最後に、日本の送金サービス業者の代表からは、会の成功と今後のインドネシア-日本関係の益々の発展を祈念する挨拶があった。その後、フロアの丸テーブルを埋め尽くした百人以上のLPK関係者との質疑応答がなされた。技能実習制度の廃止についての質問が相次いだが、政府担当からは、当面は制度は存続する見通しなどが回答された。

¹³ 参加したインドネシア人移住労働問題の専門家アンディ・ラムダに氏からの情報提供による（2023年11月）。なおこの時LPK連合では、技能実習制度廃止への反対と存続への嘆願書への署名活動も実施されたという [アンディ 2023]。

4.2. 技能実習生日本への壮行会

一連の行事の最終日に、技能実習生を送り出す式典が、ジャカルタ北部のコンベンション・ホール、バライ・サムドラで開催された。主催のインドネシア労働省および経済調整省によって全体テーマとして掲げられたのは「国境を越えて：日本での実習を通して夢を実現するための課題を克服する」だった。数千人が収容可能な巨大なホールでは、「Magang Jepang（日本の技能実習）」という文字が背中に入ったユニフォームに身を包んだ、出発を間近に控えた公称 2,000 人余りの技能実習候補生と、LPK 関係者が埋め尽くし、舞台の正面最前列の VIP 席にはインドネシア労働大臣、経済調整大臣と、日本の大使館関係者などの来賓が着座した。当初予定されたジョコ・ウィドド大統領の臨席はなかった¹⁴。主要な式次第は資料 1 に記したとおりである。儀礼や儀式は、一つ一つの過程に意味があり、全体を通して主催者や参加者の意図や社会関係を象徴的に表わすことは、人類学の多数の成果が示しており、また結婚式、入学式、葬式など私たちの実生活の身近な儀礼や儀式を見渡しても思い当たるだろう。こうした視点から以下ではジャカルタの壮行会のいくつか主要な過程に焦点を当てて、その特徴とインドネシア政府の意図や演出を考察する¹⁵。



写真 7：2,000 人の技能実習生の日本への壮行会 於：ジャカルタ、バライ・サムドラ
(2023 年 9 月、筆者撮影)

¹⁴ また当初の式次第の最後に記載されていた「元実習生による海外経験の証言」も無かった。

¹⁵ なお筆者が直接参加し観察したのは、3. 舞踊の奉納から 15. スカバンドのコンサートの冒頭部分までである。同式典の冒頭から 12. までの過程は以下の動画配信サイトからも閲覧可能である (<https://www.youtube.com/watch?v=ff-zp3h8rKw>、2024 年 2 月 1 日最終閲覧)。

技能実習生がうまれる時：
インドネシア人帰還実習生の同胞リクルートと政府の儀礼的演出

資料1 技能実習生日本への壮行会式次第 2023年9月21日於：バライ・サムドラ

1. 司会による開会宣言
2. 国歌「インドネシア・ラヤ」斉唱
3. インドネシアと日本の舞踊奉納
4. お祈り
5. 来賓の紹介（労働大臣、経済調整大臣、KBRI 大使代理 etc.
6. 労働大臣報告
7. 短編動画上映
8. 自立事業手当、ベスト贈呈式
9. 経済調整大臣挨拶
10. 送り出し宣言の和太鼓（労働大臣、経済調整大臣）
11. インドネシア労働省歌 斉唱（起立）
12. 写真撮影
- *大臣 VIP 退場
13. モティベーター講演
14. プレゼント抽選会
15. スカバンドコンサート

(著者作成)

1. インドネシアと日本の舞踊奉納（過程3）

インドネシアの一般的な儀式や式典と同様に、壮行会は開会宣言と国歌斉唱で幕を開けた。その後で、インドネシアと日本の舞踊の奉納が続いた。インドネシア全図が描かれた衝立を背景に、インドネシア側からはパプアやバリ島など、各地の民族舞踊をモチーフにしたパフォーマンスが披露され、インドネシアの広大さと多様性が示された。続いて舞台には満開の桜の映像を背景に日本刀を携え菅笠をかぶったサムライが登場し、その後で和服を基調とする衣装をまとった女性ダンサーによる唐傘を用いた日本的な舞踊が披露された。会場は華やかさに包まれ拍手と歓声が沸き起こったが、実習生たちはマスクをつけ、やや緊張した面持ちで正面を向き手を膝の上においたまま着座している。私語をしたりスマートフォンをいじったりする者はいない。

2. 労働大臣の報告と挨拶（過程6）

イスラーム様式での祈りと、主賓の紹介の後で、6. 労働大臣による報告と挨拶があった。イダ労働大臣は冒頭、日本国大使の代理やその他の来賓の名前を読み上げた後で、最後にたっぷりと間を取り「そして、敬愛する実習生の皆さん！」と呼びかけた。候補生の間から拍手が起こる中でゆっくりとスピーチを始めた。雇用機会の拡大や労働力の質の向上のためには投資が必要であることを強調し、この壮行会を開催する意図は、「スキルを身に着け能力を向上させ、日本での新たな経験を獲得するための真の準備をすることにあるのです」と述べた。そして、出発前の支度金として日本円で10万円を、実習を終え帰還した実習生には自立事業資金計画（Program Dana Usaha

Mandiri) により 90 万円を支給することが報告され、参加者からは大きな拍手と歓声が起こった。会場が徐々に熱気を帯びる中で、挨拶の最後にイダ労働大臣は再び実習候補生に向けて呼びかけた。「皆さん、出発が待ちきれませんよね!？」会場の候補生たちも応える。「Yaaa (はい)!!!」。イダ大臣は次のような言葉で挨拶を締めくくると、再び会場は拍手と大歓声に包まれた。「あなた方はこの国の大使です。倫理観を持って懸命に働き、次世代にもこの機会が継承されることを祈念します。日本での実習の経験と労働が、インドネシア民族と国家の発展と繁栄に寄与すると確信します!!!」

3. 短編動画上映 (過程 7)

会場の熱気が冷めやらぬ中、インドネシア労働省の短編プロモーション動画が上映された。スカルノ初代大統領による 1945 年の独立宣言の記録映像から始まり、勇壮な兵士の映像とともにインドネシアが独立を勝ち取るまでが描かれ、ナショナリズムと誇りを喚起するような出だしである。その後は、現代のインドネシアの豊かな労働力と、日本の配属先での実習生の活躍の様子が映し出された。さらに動画では、「黄金のインドネシア 2045 年ビジョン (Visi Indonesia Emas 2045)」にちなんで、2045 年まで人口ボーナス期が続くことにも触れられた。動画の最後は、帰国後の実習生が日本での経験を祖国で活かすことへの期待を語る労働大臣らのことばで締めくくられた。

4. 独立事業手当とベストの贈呈式 (過程 8)

続いて、帰還した元実習生と、出発を控えた実習候補生の代表からなる男女 5 名が壇上に上がり、イダ労働大臣と、アイルランガ経済調整大臣からそれぞれ、ユニフォームのベストと、自立事業支援金の目録が贈呈された。両大臣は若者たちに親しげに声をかけながら目録を贈呈し、ベストを着用しようとする候補生には母親か父親のように優しく手を貸している。荘厳で美しい BGM が流れる中、司会者も「皆さん、渡航が待ちきれなんでしょう。新しい経験、知識を獲得する冒険の始まりです」と候補生たちに呼びかけ、「この美しい瞬間をどうぞ記録してください」とメディアに撮影を促し、場の雰囲気盛り上げる。

5. 経済調整大臣挨拶 (過程 9)

贈呈式の後、そのまま壇上に残ったアイルランガ経済調整大臣のスピーチが続いた。短い沈黙の後で「共に発展しよう!そして、インドネシアよ、発展しよう!!インドネシアよ!!!」という第一声が発せられると、会場からは大きな拍手が起こった。さらに大臣は「私の誇りである、実習候補生の皆さん!」と呼びかける。再び沸き起こった大きな拍手が収まるのを待ち、大臣はスピーチを始めた。まず、「実習生は、様々な業種に配属され、質の高い人的資源を生み出すでしよ

技能実習生がうまれる時：
インドネシア人帰還実習生の同胞リクルートと政府の儀礼的演出

う。元実習生たちは、帰国後は中堅またはトップクラスの経営者になっています」と、制度の有用性と元実習生たちの活躍を強調する。さらに、豊かな生産年齢人口について触れた後で、自らもイダ労働大臣と共に実習制度の継続に賛同し、予算の配分の増加も検討することを表明した。帰国後の実習生にはインドネシアの産業発展への寄与を期待すると述べ、そのための「5億ルピア（約500万円）を金利6%で貸し付ける起業融資プログラム」を発表した。最後は「あなた方候補生は、有能であり、外国生活にも適応できることが証明されているのです」と再度若者たちの誇りを喚起し、そのうえで、大統領の名において、正式に2,000人の実習生の送り出しを宣言した。途中で、調整大臣はユーモアも交え、「故郷に恋人を残してきた人も、イブ・イダ（イダ母さん、イダ労働大臣）が面倒を見てくれるので心配ないですよ」「家族への送金も忘れずに！」と候補生たちに呼びかけ、さらに自作のパントゥンを披露した（資料2）。パントゥンとは、韻を踏む言葉遊びの要素のある4行詩である。パントゥンを通してアイルランガ調整大臣は再度、実習生の祖国発展への寄与への期待と、アイ・ラブ・ユーと親愛の情を表現すると、会場からは歓声と盛大な拍手が起こった。

6. 送り出しを宣言する和太鼓（過程10）

式典の締めくくりは、労働大臣、経済調整大臣による送り出しを宣言する和太鼓の連打であった。儀礼の開会や閉会宣言の際にドラを打ち鳴らすことはインドネシアでしばしば見られるが、ここでは日本との関係性を強調して、和太鼓が用いられるという心憎い演出がなされた。司会者の音頭で、会場が一体となって、インドネシア語と日本語でカウントダウンする。「tiga、三！ dua、二！ satu、一！！」の掛け声で壇上の二人の大臣が力強く和太鼓を打ち鳴らすと、会場の熱気は一気に上昇し、拍手と歓声の中で思わず立ち上がる候補生もいた。大音量のドラマチックなBGMをバックに、司会者と候補生たちのコール・アンド・レスポンスが始まる。最後は地鳴りのような歓声があがり、こぶしを突き上げ、頭の上で拍手喝采する候補生もいる。

司会：日本に行く準備はいいか！？——会場：Yaaaa（はーい）！！

司会：卓越した労働力になる準備はいいか！？——会場：Yaaa!!

司会：黄金の働き手になる準備はいいか！？——会場：Yaaa!!

司会：インドネシアに貢献する準備はいいか！？——会場：Yaaa!!

司会：全ての実習参加者に拍手を！！——会場：うおおおお！！

会場の熱気が頂点に達する中で、全員が起立してインドネシア労働省歌を斉唱した。候補生たちは肩を上下させながら大きな声で歌っており、表情は希望と誇りに満ちて見える。大合唱の余韻の中で来賓と会場を交えての写真撮影が行われ、その後来賓の退場をもって公式行事が終了した。



写真 8：報告と挨拶をするイダ労働大臣



写真 9：自作の 4 行詩を披露したアイルランガ
経済調整大臣



写真 10：ベストを着用する候補生に手を貸すイダ労働大臣

写真 8、9：2023 年 9 月 21 日、筆者撮影
写真 10：Youtube より

資料 2：アイルランガ経済調整大臣の自作の 4 行詩

<i>Ambarawa kota Palagan,</i>	アンバラワはパラガンの町、
<i>tidak jauh dari Banyu Biru.</i>	バニユビルからほど近い。
<i>Maju terus pemagangan,</i>	実習制度よ、発展し続けよ。
<i>pemagangan melaju untuk Indonesia maju.</i>	インドネシアが発展し続けるために。
<i>Ikan hiu di bawah kebendungan,</i>	サメは堤の下にいる、
<i>I love you pemuda pemudi pemagangan.</i>	実習生の若者たちよ、愛しているよ。
<i>Burung cenderawasi hinggap di batu,</i>	極楽鳥の止まり木は石の上、
<i>Teirma kaish dan thank you.</i>	ありがとうそしてサンキュー。

(筆者作成、対訳)

7. モティベーターによる講演会からスカバンドのライブへ（過程 13～15）

長めの休憩の後、非公式行事として、インドネシアの有名なモティベーション・スピーカーといわれるメリー・リアナの講演が始まった。彼女は 1980 年ジャカルタ生まれの華人系起業家であり作家である。講演は、彼女が 20 代の頃にシンガポールに渡り、保険のコンサルタントとして最初の富と名声を手にした自身の成功譚から始まり、不屈の精神や自信を持つことの大切さなどがオリジナル動画を交えて熱く語られた。途中何度も聴衆に対して、隣席の人の肩をたたきながら相互に健闘を讃えあうよう呼びかけるなど、会場の参加を促し一体感を高める嗜好を凝らした講演である。最後は全員で立ち上がりメリーの掛け声に従いながら「私には出来る（Saya pasti bisa）！私には出来る！」と唱和した。会場が異様なまでの熱気と興奮に包まれる中、約 1 時間にわたる講演は終了した。

その後はプレゼントの抽選会があり、スマートウォッチなどの最新の電子機器や電子マネーカードなどが当選者に贈呈された。さらに式の最後に人気スカバンドの tipe-X が登場し、にぎやかなライブ・パフォーマンスが開始した。それまで座席に着いていた実習生たちも多数たまたま舞台上に飛び出して、「無礼講」とばかりに踊り出す。文化人類学者のヴィクター・ターナーが儀礼過程の中に指摘した「コムニタス」、すなわち特定の地位や役割から解き放たれた「構造化されていない均質的な共同体」を髣髴とさせる状況となった [ターナー 1976 (1969)]。さながらライブ会場のような盛り上がりの中で一連の式典は最終局面を迎えた。



写真 11：「インドネシアには出来る！」起業家、作家のメリー・リアナによる講演



写真 12：「私には出来る！」と唱和する、技能実習候補生たち

写真 11、12、2023 年 9 月、筆者撮影

5. 内遷と感情インフラ：まとめに代えて

本稿では、技能実習生が誕生する契機として、帰還した実習生による同胞リクルートと、ジャカルタでの2,000人規模の実習生の日本への壮行会に注目した。同胞リクルートでは、故郷に帰還した元実習生がLPKのセンセイとなって、候補生に対して自らが受けた教育や経験をそのまま活用して事前研修にあたる。結果として、従順で規律正しい一見したところ均質な技能実習生が誕生している。さらに同胞リクルートで送り出された実習生の一部は、帰還後はLPKのセンセイになるという、いわば同胞リクルートⅡ世が誕生する循環も生じている。シアンとリンドクイストも指摘するように、送り出し事業は、今日では移住インフラの一角を構成するビジネスとなっている。同時に、制度が謳うような特定の「技能」を日本で修得し、それを祖国で直接的に活かすことが容易ではない中で、同胞リクルートは日本への渡航経験そのものがある意味では「直接的に活かす」数少ない道の一つとなっているのが現実だ。さらにそれはよく似た技能実習生を生み出すのみならず、同胞リクルートの循環そのものを再生産しているという意味で、内遷（インヴォリュージョン）の様相を帯びつつある。

こうした技能実習生誕生の総仕上げともいえる機会が、ジャカルタでの壮行会であった。上で詳述したように、式典ではインドネシア政府側からは制度の有用性や、日本への送り出しを当面維持することが表明され、帰還後の元実習生には祖国発展への寄与を期待し、実際に起業支援の計画が示された。また、要人たちのスピーチや両国の舞踊や和太鼓の連打等、インドネシアと日本の協働を強調し、これから送り出される技能実習候補生たちを「選ばれし、祖国発展の英雄」として称揚し、彼らの誇りを喚起し、ひたすら出発を壮行する演出がそこかしこに仕込まれていた。

前出のシアンとリンドクイストは、移住を促進し条件づける「移住インフラ」を構成するものとして、仲介業者による商業インフラをはじめとする5つの諸要素を挙げた。上記の様相を鑑みると、ここに、海外に出発する者たちを称揚し矜持を喚起する、「感情インフラ」とでもいうものを加えることが可能かもしれない。さらには、ベストの贈呈式やスピーチからは、労働大臣や経済調整大臣が、候補生たちを慈しみ保護する母親や父親の役割を演じていたようにも思われる。インドネシア人海外移住労働者の人権侵害が問題となり、彼らの保護が課題となる中で、この式典からはこの様に「疑似家族的演出」を見て取ることもできるのだ。

また日本では技能実習制度見直しの議論が佳境を迎えていた時期に、この大規模な壮行会を開催した背景については、同式典に招待されていたLPK関係者からは口々に、「両国の国交樹立65周年記念」や、「実習制度開始30周年記念」との関連がささやかれた。実際のところは不詳であるが、本稿で検討してきたような諸特徴を鑑みると、それがまさに日本側では制度の廃止が議論されていたことに対する、制度存続を切望するインドネシア政府側の態度表明の意図があったように思

技能実習生がうまれる時：
インドネシア人帰還実習生の同胞リクルートと政府の儀礼的演出

われる¹⁶。

このように壮行会は、新制度への移行を目指す日本側と、「黄金のインドネシア 2045 年ビジョン」を1つの主要な背景に日本への送り出しを継続し雇用促進を図りたいインドネシア側とのずれを、図らずも浮き彫りにすることになった。のみならず、次のような両国間のまた別のずれが顕在化しつつある。すなわち、日本では技能実習制度の「ホンネ（人手不足解消）」と「タテマエ（技術移転による国際協力）」との間のギャップや、在留資格「特定技能」への切り替えを想定した外国人のより中長期的滞在が争点となっているのに対し、インドネシアでは、特別な「技能」の習得も帰還後の活用もほとんど問題視されておらず、また目下のところ実習生たちは日本での定住ではなく祖国に帰還することが想定されている、という両国間のギャップである。だがジャカルタの壮行会では、祝賀ムードと演出が圧倒的に勝っており、それらの演出はギャップを覆い隠し移住を促し、そして制度のもつ問題を見えにくくさせる副次的な効果を発揮していた。

技能実習制度が新制度に移行していく中で、今後もインドネシアは、日本に渡航する若者に対して変わらずに送金と帰還後は業種に関わらず起業して経済的に自立することだけを望み続けるだろうか。あるいは、真に何らかの技能の習得や育成を日本に求めるようになるだろうか。その時日本は送り出し国の要請にいかに応えていけるだろうか¹⁷。両国間に顕在化し始めたギャップと、問題を見えにくくさせる演出に注意深くありながら、制度をめぐる両国間関係の展開にこれからも注視したい。

参考資料

【文献・論文】

明石純一 2019 「2018 年入管法改正：その政策的含意について」『三田評論 特集・「移民社会」をどう捉えるか』1235: 28-31。

安里和晃 2011 「インドネシアの送り出し政策」『外国人労働者問題をめぐる資料集1』笹川平和財団、pp. 133-153。

アンディ、H. ラムダニ 2023 「インドネシア側から見た技能実習から特定技能への移行」インドネシア研究懇話会（Kapal）第5回研究大会 2023 年 12 月 17 日於：立命館大学シンポジウム B 「変わりゆく日本への移住労働—技能実習・特定技能の事例から」発表資料。

加藤真 2022 「アジアにおける労働力送り出し国—調査から得られた示唆」『人口問題研究』78(3)：378-385。

巢内尚子 2019 『奴隷労働：ベトナム人技能実習生の実態』花伝社。

¹⁶ 前出のアンディ氏によると、動員されたのは、ほとんどがインドネシア政府とも関係の深い IM Japan に所属する実習候補生であったという。

¹⁷ さらには、日本は短期のローテーション労働力としてではなく外国人を受け入れ、彼らが中長期的に暮らすことができる国を目指すのであれば、制度の整備や日本語学習機会の拡充などとともに、「従属的包摂」を暗黙裡に期待する企業風土の改善やその根底に潜在する差別意識の改革が必至となるだろう。

- ターナー、V. 1976 (1969) 『儀礼の過程』 富倉光雄訳、思索社。
- 西谷まり 2022 「技能実習生送り出し機関経営者に関する一考察」『一橋大学国際教育交流センター紀要』4: 41-49。
- 平野恵子 2009 「インドネシアの海外雇用政策:「移住労働の女性化」を中心に」国際移動とジェンダー研究会 (編) 『アジアにおける再生産領域のグローバル化とジェンダー再配置』一橋大学大学院社会学研究科・伊藤るり研究室、pp.30-48。
- 宮島喬 2019 「外国人労働者のフロントドアからの受け入れを」宮島喬・藤巻秀樹・石原進・鈴木恵理子 (編) 『開かれた移民社会へ』 pp. 54-64、藤原書店。
- 山口裕子 2013 「インドネシア東南スラウェシ州における元研修生の移動と帰還後の再統合過程」平成 22～24 年度科研費研究 (22320175 代表: 伊藤真) 研究成果報告書、首都大学東京人文科学研究科・社会人類学研究室、pp. 57-88。
- 2020 「日本の外国人受け入れ政策の変遷と課題: 技能実習制度から 2018 年入管法改正までを中心に」『北九州市立大学文学部紀要』90: 87-108。
- 2023a 「技能実習生が誕生するとき: インドネシアのある送り出し式典を中心に」第 28 回岡山大学 RIDC マンスリー研究セミナー 2023 年 11 月 15 日 (水) Zoom 開催、発表資料。
- 2023b 「連鎖と内遷: 帰還した元技能実習生の「再統合」を中心に」インドネシア研究懇話会 (KAPAL) 第 5 回研究大会 2023 年 12 月 17 日於: 立命館大学、シンポジウム B 「変わりゆく日本への移住労働: 技能実習・特定技能の事例から」発表資料。
- 吉田舞 2020 「恩顧と従属の包摂: 外国人技能実習制度における労務管理」『社会学評論』71(4): 671-687。
- ワオデ・H. イステイコマー 2023 「インドネシア人技能実習生の動機の多様化: 拡大する移住インフラ影響に着目」『国際交流研究: 国際交流学部紀要』25: 179-208。
- Killias, O. 2018 *Follow the Maid: Domestic Worker Migration in and from Indonesia*. Copenhagen: NIASPress.
- Palmer, W. 2016 *Indonesia's Overseas labour Migration programme, 1969-2010*. Leiden: Brill.
- Xiang, B., & Lindquist, J., 2014, "Migration Infrastructure." In *International Migration Review*, 48(1):122-48.

【政府刊行物、ウェブサイト】

- インドネシア国家開発企画庁 (BAPPENAS) 2019 *Ringkasan Eksekutif Visi Indonesia 2045_Final* (インドネシアビジョン 2045 最終版の概要)
(https://perpustakaan.bappenas.go.id/e-library/file_upload/koleksi/migrasi-data%20ublikasi/file/Policy_Paper/Ringkasan%20Eksekutif%20Visi%20Indonesia%202045_Final.pdf, 2023 年 12 月 1 日入手)。
- インドネシア総合研究所 2023 「【コラム】増え続ける総人口 若い労働力を抱えるインドネシアの未来図とは」
(<https://www.indonesiasoken.com/news/indonesias-growing-total-population-what-is-the-future-of-indonesias-young-labor-force/>, 2023 年 12 月 1 日最終閲覧)。

技能実習生がうまれる時：
インドネシア人帰還実習生の同胞リクルートと政府の儀礼的演出

インドネシア中央統計局（BPS）2023 *Proyeksi Penduduk Indonesia 2020-2050: Hasil sensus penduduk 2020*（インドネシアの人口予測 2020-2050：2020 年人口調査結果）。Badan Pusat Statistik.

インドネシア労働省、職業訓練・生産性総局ウェブサイト 2023 年 9 月 20 日「労働大臣は海外実習生が有能な労働力を生み出すことができると確信する」

<https://kemnaker.go.id/news/detail/menaker-yakin-pemagangan-luar-negeri-mampu-ciptakan-tenaga-kerja-kompeten>（2023 年 12 月 28 日最終閲覧）。

外国人技能実習機構ウェブサイト「外国政府認定送出機関一覧・インドネシア」（chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.otit.go.jp/files/user/231109_IDN.pdf、2024 年 2 月 1 日最終閲覧）。

厚生労働省 2022 「令和 3 年度外国人技能実習機構業務統計 概要」（chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/content/contents/001512834.pdf>、2023 年 12 月 1 日入手）。

出入国在留管理庁 2023 『特定技能在留外国人数（令和 5 年 6 月末現在）概要版』（chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/<https://www.moj.go.jp/isa/content/001402075.pdf>、2023 年 12 月 1 日入手）。

法務省、出入国在留管理庁、厚生労働省、人材開発統括官 2023 『外国人技能実習制度について（令和 5 年 11 月 9 日改訂版）』。